平成２０年２定青少年総合対策特別委員会

亀井委員
　食育推進計画の基本的な考え方と今後の展開について何点かお尋ねしたいと思います。
　平成 18 年３月に国の食育推進基本計画が策定されてから２年が経ちまして、本県でもようやく食育推進計画が策定されようとしているところであります。策定に際しては、連合調査会による調査を実施するなど、部局横断的な論議の下で策定作業が進められてきており、今後の施策展開が期待されるところであります。
　県の計画期間は、平成 20 年度から 24 年度までの５箇年とされていますが、一方、国の計画期間は平成 18 年度から 22 年度の５箇年とされておりまして、２箇年のかい離があります。国の計画から遅れたのであれば、当初の県計画の期間は平成 22 年度までにするということも考えられると思いますが、どのような考え方で計画期間を設定し、国の計画期間とどのように整合を図っていくのか伺います。

環境農政部企画担当課長
　食育基本法におきましては、都道府県は国が定めた食育推進基本計画を基本として当該都道府県の食育推進計画を策定するよう努めなければならないとされております。
　一方、国の食育推進基本計画の計画期間は、委員御指摘のとおり、平成 22 年度までの５箇年でございます。県の計画期間も平成 22 年度までと国に合わせ、そこから国と歩調を合わせて５箇年間という考え方もあるのではないかという論議もございました。しかしながら、一方で、県の計画の中で設定している目標は、比較的長期にわたる目標、例えば、食を愛する心など、比較的長いスパンで対応していかなければならない施策、目標等々でございますので、基本的には国の５箇年と合わせるべきではないかと考えたところでございます。
　そこで、最終的には２箇年のかい離が出るわけでございますが、国の計画は平成 23 年度からは新しい計画になりますし、平成 22 年度から国の計画改定に合わせまして、改定の作業が進められるということも考えられますので、状況に応じまして、私どもも国の計画との整合を図るために、この計画の見直しを進めることもあり得るという考え方も今回の計画でもお示ししているところでございます。

亀井委員
　国の計画の期間と県の計画の期間には、かい離があるということですが、県の食育推進計画と今後策定される市町村の食育推進計画がずれることもあると考えているのでしょうか。

環境農政部企画担当課長
　市町村の食育推進計画でございますが、現在のところ、県内では３市しか策定してございません。現在策定中、あるいはこれから策定しようとする市町村は多々ございます。もちろんこういった段階の市町村には、私どもの方からも食育推進計画を策定していただきたいとお願いしてございます。ただ、その計画の期間や中身につきましては、食育基本法におきましても、それぞれの市町村は都道府県の食育推進計画を基本として策定しなければならないとなっておりまして、当然ながら、国や県の計画を踏まえつつ、しかしその一方で、市町村の独自性を発揮した計画をつくっていただくことが肝要であると思っております。したがいまして、私どもといたしましては、できるだけ国の計画に

合わせていく、あるいは県とも歩調を合わせていくような形でお話はさせていただきたいとは思いますが、これは各市町村の考えの中で、それぞれの事情に合わせた計画をつくっていただくことになろうかと考えております。

亀井委員
　独自性を重視するということでしたが、県の食育推進計画と今後できるであろう市町村の食育推進計画が抵触し合うようなことはありませんか。

環境農政部企画担当課長
　食育推進計画の策定に当たりましては、基本的な考え方として、国の食育推進基本計画、都道府県の推進計画を基本として、市町村の推進計画をつくるということになってございます。このような構造からすれば、それぞれが抵触するということは、基本的には考えられないと考えております。
　ただ、具体的な事業の展開の内容、あるいは展開の深度、テンポなどで、市町村の独自性が出てくる可能性があると考えられます。例えば、教育ファームへの取組にしても、市町村がどこまでできるのか、できないのか。私どもとしては平成 24 年度までに、すべての市町村で計画をつくってもらいたいと考えておりますが、なかなかそうはいかないというような市町村も場合によってはあるかもしれません。
　そういった状況があれば、県としての食育推進計画の改定のときに、そういったことも考慮する、あるいは市町村の計画策定を更にテンポアップさせていただくための取組をさせていただく、こういった対応を図ってまいりたいと考えております。

亀井委員
　次ですが、計画案の「Ⅱ　かながわの食」の「かながわの風土と食の歴史」、「食をめぐる現状と課題」では、様々な認識が示されていて、それぞれの記載はうなずけるところですが、本県の食育を推進していく上で、特に着目すべき神奈川県の特色については、県としてどのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

環境農政部企画担当課長
　計画案では、食育の施策を展開するに際しまして、神奈川県の立地と産業、食育推進の多様な担い手、さらには食をめぐる歴史と文化、こういった本県の三つの特色を踏まえた取組を進めていくこととしてございます。
　立地と産業ですが、本県は面積で全国 42 番目という非常にせまい土地に、全国２位の 890 万人が暮らしています。大消費地と生産地が近接しているという非常に大きな特徴がございますので、生産者と消費者が顔の見える距離にいるということでありますし、あるいは新鮮な農林水産物を消費者に届けることができるという非常に有利なポジションにあると考えていますので、こういった点を踏まえた施策展開を図っていきたいと思っています。
　それから、食育推進の多様な担い手についてですが、本県では食生活改善推進員が昭和 33 年に活動を始めたという、全国でも非常に早くから食に関するボランティア活動が盛んに行われております。民間事業者の方々が連携して取り組もうという動きも芽生え始めているところでございますので、こういった県民の皆様方の活動を大切にしていきたいと考えております。
さらに、食をめぐる歴史と文化でございますが、神奈川県の食の歴史については、これまでもあまり御存じない方もいて、例えば、建長寺のけんちん汁などの話をすると、「ああ、そうだったんですか」と言う方もいるくらいであります。神奈川には、こういった

非常に古い歴史や文化があるということを知っていただくことも食育の推進の一部として踏まえながら、事業を展開してまいります。
こういった三つの特色を踏まえた事業展開を今後進めてまいりたいと考えてございます。

亀井委員
　次の質疑に移りたいと思いますが、計画案の「食育の目標と指標」において、食育の七つの目標が示されております。「食を通して健康で心豊かな生活をおくる」といった個々の目標は理解できるところですが、そもそも目標は、どのような考え方で設定したのか、基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

環境農政部企画担当課長
　食育推進計画を策定するに当たっては、基本的な目標を設定し、それに向けて事業を展開していくべきであると考えています。食育の目標については、様々な方々が食に関して御意見をお持ちであるということもございますので、まず、よりどころとしてとらえたのは食育基本法でございます。食育基本法では、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開など、七つの基本理念を掲げております。この基本理念は、食育の様々な主体、国、都道府県、市町村が共有すべき理念ととらえられております。
　この法では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定して実施する責務を負うとうたわれております。
　そこで、県といたしましては、県の食育推進計画を策定するに当たりまして、食育基本法に掲げている七つの理念を基本とし、「食を通して健康で心豊かな生活をおくる」、「食を大切にする心を育てる」等の七つの目標を県民の方々に分かりやすい言葉で表した上で、これを目標とし、計画案に位置付けさせていただいたところでございます。

亀井委員
　計画案の 26 ページの「目標２　食を大切にする心を育てる」の「⑥　公立小・中学校の学校給食において地場産物を使用する割合」とあり、県の現状値 15.4%を平成 24 年度の目標値として 30%以上にする、倍にするとしています。この根拠を教えてください。

保健体育課長
　地場産物を使用する割合を現状の 15.4%から 30%以上にするという数値目標を掲げております。地場産物につきましては、平成 18 年度の調査によりますと、給食を実施しているすべての市町村で、学校給食に地場産物を利用しておりますが、今回お示ししましたこの数値は、学校給食で使われた食材の品目数のうち地場産物の占める割合を示したものでございます。この算出方法は文部科学省が毎年実施している学校給食栄養報告のデータ集計に準じて出しておりますが、国の食育推進基本計画の全国平均が 21%になっておりますので、それに比べると、この数値は低い数値となっております。しかし、地場産物を使用するためには、当然のことながら、必要とする地場産物の供給がなければなりませんが、国の食料自給率 39%に対しまして、本県の自給率は３%ということで、大変難しい環境でございます。地場産物を使用する上では、この数値目標も厳しい数値になっておりますが、国の目標値も 30%ということで、神奈川県も何とかこの目標値に近づけたいという考え方から、30%以上という目標値を設定いたしました。

亀井委員
　国の食料自給率 39%は、よく報道されるので分かりますが、県は３％とのことであります。資料の９ページに、「かながわブランドマップ」と書いてあり、こういう形で、かながわブランドをどんどん推進していこうと答弁されていますが、この計画では、この３％を５年で何%くらいまでに持っていこうと考えているのですか。

農業振興課長
　神奈川県内で生産されている農産物は、野菜や果樹であり、カロリーベースで見ますと、ほとんどないものが中心でございまして、自給率アップを目標に掲げたところで、３％は３％でしかないということで、今回の計画の中には、自給率の目標は特に掲げてございません。

亀井委員
　次の質疑に移りたいと思います。
　食育の施策展開として、県の施策と合わせて、市町村、県民、団体、事業者の役割を示していますが、県の計画において、こうした県以外の主体が行うべき取組まで言及することとしたのは、どのような考え方からかお聞きしたいと思います。
　また、こうした取組を記載するに際しまして、市町村、県民、事業者からどのような意見を聞いたのか、その辺のところを具体的にお伺いしたいと思います。

環境農政部企画担当課長
　食育基本法におきましては、都道府県は、「当該都道府県の区域内における食育の推進に関する政策についての計画を作成するよう努めなければならない」となってございますので、基本的には、この計画の性格は県の行うべき行政計画というものでございます。
　しかしながら、委員御指摘のとおり、食育は県だけで進められるものではございませんし、市町村、県民、団体、事業者の方々とともに、それぞれが役割を踏まえて、連携して取り組んでいかなければいけないという性格を持ってございます。したがいまして、本計画案におきましても、県民が主体となった運動を進めることを目標として掲げさせていただいているところでございます。
　そこで、この計画案では、食育の目標を達成するために、県民一人一人が食育をそれぞれの立場で取り組んでいただく手掛かりとしていただけるように、市町村に求められる取組や、あるいは県民、団体、事業者等に期待される取組を合わせてお示しさせていただいているところでございます。
　また、こういった取組を記載するに当たりましては、市長会、町村会、あるいは事業者団体の方々、公募委員の方々から構成される「かながわ食育推進県民会議」で、御意見をいただきましたし、また骨子案から素案に至る段階で、いろいろな団体、グループに個別に御説明し、御意見をいただいてまいりました。その中には、「事業者の役割が書いてあるが、県にこんな役割を示される筋合いはない」など、厳しいお言葉もいただきました。「市町村も市町村なりにやるのだから、県の計画に書き込むことはないのではないか」というような御意見もいただいております。
　しかし、今後、神奈川県として県全体で取り組んでいこうという姿勢をお示しする意味でも、市町村の役割、団体の皆さんの役割といったことを計画の中に盛り込み、皆様の指針としていただきたいと考えたところでございます。

亀井委員
　食育推進計画の推進体制についてお伺いします。この計画を実効性のあるものとしていくために、今後どのような体制で、どのように進行管理をしていくのかお伺いいたします。

環境農政部企画担当課長
　この計画を推進するに際しましては、庁内の体制として、担当副知事をトップとして関係部局長からなる「かながわ食育推進会議」を設けました。その食育推進会議を中心に、計画の進ちょく状況の評価ですとか、進行管理を進めていこうと考えております。そういった形で骨子案等もお示しさせていただいている段階ですが、進行管理は、県だけでやるものではなく、県民の皆様方の御批判や御提案をいただきながらやっていくのが本来あるべき姿ではないかといった御意見もいただきました。こういった観点から、推進体制のもう一つの目玉と言いますか、柱といたしまして、先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、様々な関係団体の方、あるいは事業者の方からなる「かながわ食育推進県民会議」があり、この県民会議でも、この推進体制における計画の進ちょく状況の評価、あるいは進行管理の役割を担っていただくことを考えております。
　したがいまして、推進体制といたしましては、庁内の推進体制、それから県民の皆様方に御意見をいただきながら行う推進体制、この二つを両輪といたしまして、計画を進めてまいりたいと考えてございます。

亀井委員
　先ほど、地産地消に関しては、新鮮さとか、安全・安心ということの答弁があり、資料の９ページの「かながわブランドマップ」に示すような農作物や魚介類などの表現がされていると思います。新鮮、安全・安心で、自給率の話ではないが、地産地消が大切なこととは思いますが、例えば、昨今のアメリカのイージス艦の油漏れや、今年８月に原子力空母が配備されるということがあると、地産地消という耳障りの良い言葉の裏には、表裏一体として安全・安心対策もしっかりやらないといけないと思います。要するに、地産地消と安全・安心対策が表裏一体だとした場合に、県としては、これからどのように考えて手を打っていくのかお尋ねしたいと思います。

農業振興課長
　委員お話しのとおり、消費地に近いということで、新鮮さを売りにしておりますが、安全・安心ということも県民が求めているところではないかと思っております。農産物につきましては、農薬取締法に基づき、農薬の適正使用や環境保全型農業など、少しでも農薬や化学肥料を少なくする農業に生産者の方々が取り組んでいますが、県民の皆さんには、そうした取組が見えてないということもございます。こういった取組をより多くの県民の皆さんに周知していくためのＰＲも必要であると考えてございます。また、昨今、特に生産履歴ということで、生産者の方々は自分たちがしている農業の各作業について、きちんと記帳をして、いつでも公開できる準備を整えていますが、もう一歩進んで生産工程管理ということで、それぞれが行っている農作業がきちんと計画どおりに行われているのか、間違いがなかったのかを検証して、また翌年の作業にも役立てるといったものを県民の方にお見せしていくことで、より安心感が増すのではないかと思います。こういった生産管理の手法は、まだ生産者の皆さんでも御存じないところもございますので、県あるいは農業団体を挙げて、その手法の普及に取り組みながら、県産の農産物の安全性の確保に更に努めてまいりたいと考えてございます。

亀井委員
　要望として、今、御答弁いただいたことを今回の推進計画の中に、しっかりと盛り込んでいただきたい。県民に対して、明るい部分だけではなくて、暗い部分ではないが、危機管理の部分に関しても、県としては危機管理をやっていますと、安全対策をやっていますということも、しっかり踏まえた上で、食育を推進していただきたいと思います。
　また、広域自治体として、県民、団体、事業者、基礎自治体との連携をしっかり図りながら、この食育の推進を積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　では、次の質疑に移りたいと思います。
　高校におけるインターンシップの取組についてお聞きしたいと思います。
　最近の子供たちは何事に関しても体験が不足していると指摘されておりますが、若年者の就業意識の低下や勤労意識の希薄化といったことも、子供のころの体験が不足していることが原因ではないかと思われます。また、早い時期から就労の意味を認識させることがすごく重要であると感じております。そういう意味で、学校における職業体験、インターンシップは非常に重要であると考えますので、この点について何点かお伺いしたいと思います。
　まず、確認の意味で、インターンシップとアルバイトは、どのように違うのか伺います。

雇用産業人材課長
　インターンシップは、様々なところで行われておりますが、就業するための体験研修で、その会社との雇用関係はございません。原則として無報酬でございますが、場合によって研修手当を支給する場合もあろうかと思われます。アルバイトは、その事業所と雇用関係がありますので、当然、賃金が支払われます。

亀井委員
　答弁によれば、インターンシップは、高校生が企業の就職体験という形で企業にお邪魔して、企業がどういう仕事をしているかを勉強するということだと思いますが、報酬を得られる場合と無報酬の場合があるようです。懸念しているのは、無報酬のインターンシップ先で、マンパワーの一環として、がんがん使ってしまえというような企業があると困りますが、そういうことは聞いていますか。

雇用産業人材課長
　若者就職支援センターでは、就業体験研修を行っておりますが、その期間は３日から２週間でございます。また、資料にもありますように、県庁においても、高校生は３日から５日間程度、大学生は２週間程度と極めて短期間のインターンシップを実施しております。
　その中で、会社等の業務を行わせることについては、やり方を習得するのに時間がかかる状況でございまして、労働力となれるような期間ではなかろうと思います。
　３日から２週間の中で、従業員をそばに付けて、会社の仕事を理解してもらう労力がかかりますので、労働者として現に使われているということを、今のところは聞いてございません。

亀井委員
　２週間という期間があれば、雑務くらいはできるのかと思ってお聞きしました。ないということであれば、それは本当に良いことなので、進めていただきたいと思います。
　高校生がインターンシップとして企業等で職業体験を行った場合、高校の単位として認定されるのかお聞きしたいと思います。

高校教育課長
　県立高校におきましては、生徒が学校以外の場所で、例えば、ボランティア活動などの体験活動を行った場合に、その努力した結果を在籍している高校の校長が単位認定できるなど、柔軟な教育課程を編成できることとなっております。
　インターンシップにつきましても、具体的には、35 時間分の体験をした場合には、校長が１単位として認定することは可能でございます。単位認定を行うのは年度末となっておりまして、平成 18 年度の状況を申し上げますと、単位認定の制度を設けている学校は、県立高校 152 校のうち 43 校で、率にしますと 28.3%となっており、実際に単位認定をした学校数は 28 校、18.4%で、単位認定をした生徒は 933 人となっております。
　平成 19 年度におきまして、単位認定の制度を設けている学校数は 61 校、40.1%ということで増えております。

亀井委員
　単位認定をするのであれば、生徒も積極的に参加し、好奇心おう盛な年ごろですから、やってみようと思えば、仕事の内容も学ぶし、就労に対する心構えもしっかり学べる、すごく良いことであると思いますので、進めていただきたいと思います。
　インターンシップを実施している学校数や受入企業数は増加傾向にあるのでしょうか。また体験生徒数や、その割合など、県立高校におけるインターンシップの現状について伺いたいと思います。

高校教育課長
　県立高校におけるインターンシップは、全日制を中心に行われておりますが、学校数、受入企業数、体験生徒数は、年々増えております。具体的な数値で申しますと、実施校数は平成 16 年度が 81 校、17 年度が 90 校、18 年度が 133 校、今年度は、予定も含めまして、県立高校 152 校中 139 校で実施しております。
　受入企業数につきましては、平成 16 年度が 1,022 事業所、17 年度が 1,350 事業所、18 年度が 1,756 事業所、今年度が予定も含めまして 1,830 事業所と増えております。
　体験生徒数につきましては、平成 16 年度が 4,373 人、全日制生徒数に対する割合で 3.9%となっており、17 年度が 5,817 人、5.3%、18 年度が 6,405 人、6.1%、今年度につきましては予定も含めますと 6,915 人、6.6%と年々増加している状況でございます。

亀井委員
　私立学校はいかがでしょうか。

学事振興課長
　私立高校におきましても、インターンシップを実施しております。平成 18 年度の状況ですが、全日制 79 校のうち、11 校で実施しております。インターンシップ先は、スーパーマーケット、デパート、建設業、製造業と多岐にわたっています。中には、保育園や幼稚園での実習も入っております。

県庁インターンシップでは、私立学校に声を掛けまして、平成 19 年度は、私立高校５校から 22 名を受け入れております。
　なお、単位認定でございますが、先ほど申し上げました平成 18 年度の 11 校のうち、３校が単位認定しております。

亀井委員
　次に、インターンシップを経験した生徒たちの声、また高校生を受け入れた企業の感想などについて、把握している範囲で伺いたいと思います。また、インターンシップを始めた学校の感想、今後の方針についてもお聞きしたい。

高校教育課長
　インターンシップを体験した生徒の感想でございますが、実際にインターンシップを体験した生徒から学校に提出された日誌を見てみますと、おおむね非常に前向きな感想が述べられています。例えば、「仕事の大切さを感じた」、「自分の進路が分からない上での大きなキーワードを手に入れることができた」、「コミュニケーションの大切さを学べた」、「自分が将来なりたい職業について、頭の中だけでなく、体でも知ることができ、より一層、その職業に就きたいという気持ちになった」などといった前向きな感想がほとんどでございます。
　一方、受入側の感想としては、「高校生に体験を通して事業所の業務を理解し、仕事の大変さが分かってもらえて良かった」、「高校生を受け入れることで職場が活性化し、社員が作業に対して再確認することができた」、「世代間の交流ができた」、「若い方々の考え方を理解することができた」などの評価もいただいております。ただ、受入側からは、良い評価だけでなく、「仕事が多忙であり受け入れても十分な対応できない」、「もっと学校で事前指導をやってほしい」といった御意見もあり、学校における事前事後の指導を徹底することが今後ますます必要であると思っております。
　県立高校では、総合学科、専門学科の全校でインターンシップを実施していますが、普通科では、十数校が実施しておりませんので、拡大に向けて取り組んでいきたいと思います。
インターンシップを始めた学校につきましては、希望する生徒を事業所に送ることによって、職業観、勤労観の育成を図れたということで、学校全体のキャリア教育の中に、インターンシップを位置付けながら、教育できるよう考えている学校がほとんどであると認識しております。

亀井委員
　県として、こういう積極的にインターンシップを受け入れている企業に対して、何らかのインセンティブは考えられないのでしょうか。

雇用産業人材課長
　企業側は、特に中小企業は人材不足でございますので、受入れによって、企業をＰＲできることや、一番良い場合では、研修に来てもらった人に就職してもらうということであります。
私どもが行う就業体験研修で、企業とマッチングを行っていますが、インターンシップに参加した 50 人のうち 19 人、38％が就職しておりますので、そういったことでは、就職に結び付くことが企業側のメリットでもあろうと思います。そのほかにも、多くの高校生、大学生を受け入れることで、広く企業の存在感を示すこともできますし、業種に対する理解も深まるといったメリットがあろうかと思います。

亀井委員
　県として、特別にインセンティブを与えるということはなく、そういうような形でＰＲができるということもあるし、就職者が得られるといった対価があるという話でしょうか。

雇用産業人材課長
　県が取り組んでいる施策に合同面接会があります。若い人を採用したいという企業側のニーズがありますので、そうした場を設けるということで、企業に参加していただいております。

亀井委員
　このインターンシップを受け入れる企業をより積極的に増やしていかなければいけないと思います。インターンシップの根本的な目的は、若者の就労支援ですから、県もこのインセンティブをしっかり考えていただきたいと思います。
　インターンシップを推進するためには、企業等の協力が不可欠でありますが、生徒たちにとっては、仕事現場でのリアルな体験は勤労観、職業観の形成に大きな影響を与えることと確信します。そのためには、生徒たちの声をよく聞き、企業等の協力も得ながら、受け入れていただける分野、職種を広く開拓し、できるだけ多くの業種で実りあるインターンシップが実施できるよう、これからも取組を強力に推進していただきたいと要望いたしまして、私の質疑を終わります。